

医療情報・システム基盤 整備体制充実加算のご案内

酒井内科では、マイナ保険証により、患者様の診療情報の取得活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。
(医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関)
国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療点数を算定いたします。

2024年1月1日より加算点数の変更がございます。

		2023年 4月1日~12月31日まで	2024年 1月1日以降
初診	マイナカード利用なし	加算1 6点	4点
	マイナカード利用あり	加算2 2点	2点
再診	マイナカード利用なし	加算3 2点	点数なし
	マイナカード利用あり	点数なし	点数なし



ご理解ご協力の方
よろしくお願いたします

院長 酒井重雄

① マイナンバーカードを
カードリーダーにかざす



カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

② オンラインであなたの
医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。